

## 序 文

東京弁護士会春秋会は、東京弁護士会に所属する弁護士によって昭和29(1954)年に設立された政策団体かつ親睦団体であり、平成27年10月1日現在552名の弁護士によって構成されています。通年の活動として、日本弁護士連合会や東京弁護士会等における政策提言のために議論を重ね立案を行うとともに、業務研修等を行い各会員が協力しながら日々研鑽を積んでいます。

本書は、春秋会として編さんする書籍としては、平成24年1月に刊行した『会社・経営のリーガル・ナビ Q&A』（民事法研究会）、平成26年1月に刊行した『実践訴訟戦術——弁護士はみんな悩んでいる』（民事法研究会）に続く3冊目となります。

前々作では、企業法務・商事法務の諸問題についてQ&A方式で問題点を整理し、前作では、民事訴訟事件をテーマに座談会形式で悩みの中から弁護士業務の勘所を掘り起こしました。

本作では、前作で好評だった座談会形式を引き継いで、第2章以降では、刑事弁護事件処理についてさまざまな議論がなされています。本書では、ベテラン2人、中堅2人、若手1人、新人1人の6人で意見が交わされていますが、実際には、もっと多くの会員が議論に参加して、あるときは1つの事案についてさまざまな視点から事件処理方法を見直したり、あるときは根本的な弁護人の活動方針について熱のこもった意見をぶつけています。このように、会内で、ベテランと中堅と若手と新人が、1つのテーマについて対等な立場で議論をし、1つの作品をつくり上げていくことができることは、まさに春秋会の中で信頼し合った仲間であるからできるものであると思われます。

その結果、完成した本書は、単なる事件処理にとどまらず、問題にぶつかったときに弁護士が悩み、試行錯誤を行いながら被疑者・被告人のために最善の活動を行っていることを如実に表すものとして、他のいわゆるハウツーものの書籍等とは一線を画すものとなっていると思われます。

序 文

本書を手にとった弁護士が、悩みを抱えながらも、被疑者・被告人のために全力を尽くすという信念に従って弁護士業務に邁進していただければ、幸いです。

平成28年1月

平成27年度東京弁護士会春秋会幹事長

弁護士 豊崎 寿昌

## は し が き

私ども春秋会ドリーム・プロジェクト委員会は、2年前（平成26年）、『実践訴訟戦術——弁護士はみんな悩んでいる』を刊行いたしました。これは、弁護士が民事弁護において、先輩・同輩の弁護士に尋ねてみたいこと、「フアインプレー」「してやったり」といった弁護士が工夫した実務・ノウハウを集めたもので、具体的には、各テーマごと、10数名の委員が喧々囂々、侃々諤々、自由に話した内容を、ベテラン・中堅・若手・新人の4名が語っているように構成し直し、内容を検討、修正して完成したもので、その視点の面白さと読みやすさで、各所から好評をいただくことができました。本書は、その刑事弁護編です。語り手は、ベテランA・B、中堅A・B、若手、新人と6名に増えましたが、作成の手順・方法は前書と同様です。

前書は、弁護士のみならず、司法書士、企業の法務部、司法修習生、法学部・法科大学院の学生、そして一般の方々等に広くお読みいただけたものと思われます。しかし、刑事事件において弁護人になれるのは、基本的に弁護士のみであることから、本書の読者層は、前書よりも狭いものにならざるを得ません。ただし、本書企画の趣旨や、視点の面白さ、読みやすさは、これも前書と同様ですので、修習生、学生のみならず、一般の方々にお読みいただいても、決して興味を逸らすものではないと自負しております。

さて、そういったまだ刑事裁判に触れたことのない方々に、刑事裁判の本質とは何か、と問いかけてみましょう。実は、刑事裁判は、国家が刑罰という形で、犯罪を犯した人間の自由・財産という基本的人権を制約する手段です。1個の人間の人権を制約するのですから、その手続は適正に行われなければなりませんし、その理由も合理的に正しいものでなくてはならず、制約の程度も犯してしまった他者への人権の侵害や社会に対する損害に相応するものでなくてはなりません。犯罪を犯したとされる人が、実は犯罪を犯していないのであれば、弁護士は当然、一緒にたたかいます。しかし、真に犯罪を犯してしまった人であっても、その基本的人権の一部を制約する手段は適

はしがき

正かつ的確に行われなければならない、弁護士はこれをしっかり監視する必要があるのです。私たち弁護士は、そのような信念をもって、刑事弁護を行っています。本書を読んでいただき、それを少しでも感じ取っていただけるのであれば、これに勝る喜びはありません。

最後に、本書刊行にあたっては、前書に引き続き、約2年の間、株式会社民事法研究会の安倍雄一氏に多大なご助力をいただきました。特に、いろいろな意見や経験をもった弁護士が縦横無尽（傍若無人？）に話す内容を、整合性をもった原稿として整理していくという大変な作業にご尽力いただいております。感謝の念に堪えません、記してお礼を申し上げます。

平成28年1月

東京弁護士会春秋会  
ドリーム・プロジェクト委員会  
委員長 中原俊明

# Chapter II

## 第2章

## 弁護活動のあり方 ——自白と否認の選択



## I 無実であれば否認する？

**新人** 刑事被告人の弁護を行うにあたって、どのようなスタンスでのぞむべきか教えてください。

**若手** スタンスとしては、被疑者が罪を犯してしまったことを認めているのであれば、自白事件として、弁護人は、できるだけ速やかな身柄解放に努め、不起訴になるようにする。起訴されてしまった場合には、執行猶予がつくようにするか、少しでも刑が軽くなるように、情状の弁護活動を行う。もし、犯罪を行っていないのであれば、被疑者には否認を買いってもらって、弁護人は、速やかな釈放に努め、もし起訴された場合には、無罪を勝ち取るということが基本スタンスになります。

**ベテランA** ただ、ここで問題提起として、たとえば、痴漢事件として逮捕された場合に、実際には罪を犯していなくても、自白事件として、速やかに不起訴になって、事件としては解決になってしまうということもあり得ます。あるいは、実際には罪を犯しているが、検察側に有力な証拠がなく、立証できないと見込まれることから、あえて否認して、不起訴になる、という弁護活動をすることも選択肢としてはあるところです。

**中堅A** 弁護人としては、事件の見極めが非常に大切で、否認をすべきなのかそして否認したら被疑者にメリットはあるかデメリットはどうか、自白の場合はどうか、を慎重に判断しなくてははいけません。私は、否認をしたからといってすべて起訴されるわけではないと思っています。検察側が立証できないと判断すれば、否認していても、いやむしろ否認をしているからこそ不起訴になることもあるでしょう。振込詐欺の出し子の弁護事件を担当したことがあります。被疑者本人は、詐欺の手伝いをした認識はなかったと言うので、否認して、不起訴になったことがあります。

**若手** もしかしたら本当は共犯だったかもしれないわけですね。

**中堅A** そうですね。おそらく次に同じ罪状で逮捕されたら、知らなかつ

たという説明は説得力がありませんね。でも、弁護人がいかに被疑者の身柄を速やかに解放させようか、と考えているのと同様に検察官はどうしたら起訴に持ち込めるかを考えていると思います。安易に自白してしまうことが本当に被疑者のためなのかは、慎重な判断が必要だと思います。もちろん、日本では、きちんと謝罪をすれば、反省しているとみて不起訴になることもあります。自白したから有罪というものでもありません。ですから、簡単に自白するのではなく、被疑者のことを考えて否認する選択肢もきちんと考える必要があると思います。

**ベテランB** 確かに何でも認めて、少しでも刑を軽くしてもらえばいいというものではないですね。

**新人** 自白するか否認するかの見極めのポイントはどこにありますか。

**若手** 一概には言えません。現行犯逮捕の事件と、詐欺のように証拠を固めてから令状で逮捕するような傾向の事件でも異なる気がします。現行犯の場合はよほどのことがない限り否認することは難しいでしょう。

**新人** 痴漢事件は現行犯逮捕が多いのではないですか。それにもかかわらず無罪になったということは聞きますね。

**若手** 痴漢事件の場合は、示談すれば不起訴になる可能性がある事件ですが、実際にはやっていない、あるいはたまたま手があたってしまっただけの場合に、自白してしまうかという難しいところでしょうね。そこは、財産犯とは異なると思います。ですから検察側も手に繊維片がないかなど客観的な証拠を押さえていることを重視しているようです。

**中堅A** もちろんやっていないのに認めてしまう必要はありませんが、たとえば、金曜日の朝にそれこそ痴漢事件で捕まった場合、その日は、体調が悪いなどの理由で会社を休んで、日曜日までに、被害者と示談をして釈放されれば、月曜日に出社することができるので、自分に不利益は及ばないとも考えられます。そこは、自白か否認かの見極めの一要素になりそうです。

**若手** そうでしょうか。やっていないのに、自白することには抵抗を感じ

まず、弁護人としても弁護方針としてはとりたくない選択肢です。

**ベテランA** 自白をせずに示談することもできます。たとえば、誤解を招くような行動をしたといった迷惑料という形で金銭的解決を図り、示談をするという場合があります。

**中堅A** 「僕は信じているけれど、裁判は時間がかかるし、裁判官は僕と同じようには考えてくれないかもしれないよ」と申し向けて、「弁護士さんがわかってくれるならいいです」と自白のうえ示談して、不起訴になったことはあります。

**若手** 私は、そういった方法はとりたくありません。やっているのに否認する、やっていないのに自白するという選択はしません。弁護士職務基本規程46条には、刑事弁護の心構えとして、「弁護士は、被疑者及び被告人の防衛権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める」とあります。同規程の解説をみると、弁護人の役割や権利擁護のあり方にさまざまな見解があって、個々の弁護人の判断にもよりますが、被疑者および被告人の権利を擁護するのが、刑事弁護活動の本質ですから、弁護人は最善の弁護活動に努めるべきでしょう。もちろん、同規程5条において、弁護士は信義誠実義務を負っているので、刑事事件においても裁判所・検察官による実体的真実の発見を積極的に妨害し、あるいは積極的に真実をゆがめる行為をしてはならないのは当然だとも思います（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説「弁護士職務基本規程」〔第2版〕』参照）。

**中堅A** 私は、裁判で勝てるかどうか基準にすることがあります。検察側が立証できないと思えば否認することもあります。それ以外は、基本的に自白してできるだけ速やかに示談するように努めます。

**新人** その場合は、不起訴になると考えて否認した、けれど検察側が起訴した場合には、示談をしておけばよかったと判断を撤回して、起訴後に示談することもあるわけですね。

**中堅A** それはあります。でも、第1審のみではなく、控訴審もあるわけ



ですから、最初の段階で否認をするか、判断の撤回をすべきかは、やはり慎重にならざるを得ないと思います。今まで否認していたのに、急に弁償しますとかお詫びします、といってもなかなか示談は難しいですから。もちろん「やっていないのであれば、やっていないと言ってください」と言うべきときもありますが、先ほどの痴漢事件などは、やはり速やかに解決したほうが依頼者のためになることも多いのです。会社に痴漢したことが知られたらそれだけで、会社にいづらくなったりするでしょう。月曜日までに解決できるのであれば、そのほうがよい場合もあるのです。やはり事件ごとに考えることが大切だと思います。もちろん殺人だとか強盗といった不起訴にはなかなかならない重大事件はまた別の判断になりますが。

**ベテランB** 会社の重役で金曜日の夜に痴漢で捕まった事件の弁護を担当したことがあります。「酔っ払っていて覚えていない」と言うのです。そこで、無理に否認するよりは、もしかしたら触ってしまったかもしれないから、認めたほうがよいと判断して、30万円で示談して、日曜日に釈放されたことがあります。

## Ⅱ 無実でないけれど否認する？

**新人** 痴漢事件のような場合はともかくとして、検察側が立証できないからといって実際に犯罪を行った人でも否認してもらうのですか。

**中堅A** これは聞いた話ですが、まず、接見の段階で、被疑者に自分は味方だと言う。この状況で味方は、自分だけだと説明するそうです。そのうえで味方に嘘をつくと損をすると理解してもらう。そして本当のことを3つ教えてもらう。つまり、①やったのかやっていないのか、②今捜査機関には、どのように言っているか、③そして自分はどうしたいか、を話してもらう。そのうえで、捜査機関から聞かれそうな点についての否認のストーリーを一緒に考えるそうです。

**若手** そういった弁護活動は法律上あるいは弁護士が負う職務倫理上の問

題があるようにも思います。

**中堅A** もちろん程度問題だとは思いますが、検察側が立証できなければ、被疑者にとって刑務所に入ったり、長期にわたって勾留されずに済みますから、被疑者・被告人の利益になる側面もあるとは思いますが。

**若手** 私は、そのような刑事事件のとらえ方に疑問を感じます。まるで裁判が勝ち・負けのゲームのようになってしまっていると思います。起訴前あるいは起訴後の手続を通じて、被疑者あるいは被告人が反省するとか、二度と同じことを繰り返さないようにするといった再犯防止であるとか、被疑者あるいは被告人の今後のためには何も解決しないような気がします。

**中堅A** それは被疑者あるいは被告人が被疑事実を認めている場合ですね。基本的には、検察官と弁護人では役割が異なりますし、弁護人はあくまで被疑者および被告人の権利および利益を擁護するための最善の弁護活動をすべき義務を負っていることに注意が必要です。刑事事件は、検察側が犯罪事実を立証できない限りは、疑わしきは被告人の利益になり、無罪となりますから、弁護人としては、被告人が無罪を主張しているのであれば、そのために活動すべきだと思います。

**中堅B** 確かに、刑事事件の弁護人の負う真実義務は、もっぱら被疑者・被告人の免責あるいは刑の軽減の方向に限られていて、検察官の義務が尽くされていないことを指摘し、被告人に有利な事情を明らかにする程度で機能するもので、検察官の補助者のような弁護人になってはいけないと思います（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会・前掲参照）。しかし、弁護人が真実をねじ曲げ、検察官の質問に嘘をつくような問答方法を伝えるのは、証拠隠滅罪（刑法104条）や偽証罪（同法169条）にあたる可能性があります。また弁護士職務基本規程75条では「弁護士は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない」と規定されていますから、懲戒処分となる可能性もあります。

**中堅A** 弁護人の負う誠実義務と真実義務との間で対応が非常に悩ましいことはあります。被疑者から「実は先生にだけは本当のことを話します」

と有罪を告白された場合でも、無断で告白内容を開示することは当然守秘義務に反し許されません。被疑者・被告人が無罪主張をしたいという場合には、事件の見通しを説明し、他の証拠などから犯罪事実が認められ、否認を前提とした態度が悪い情状となるおそれもあることを十分に説明するほかないでしょう。それでも無罪を主張したいと言われたら、弁護人は被告人が犯人であると知っていても無罪主張をせざるを得ません。

**新人** その問題は、法科大学院の法曹倫理の講義でも取り上げられていました。弁護士倫理上の3つの難問で、①偽証することがわかっている被告人を証言台に立たせてよいか、②真実だとわかっている証言の信憑性を減殺するために反対尋問してもよいか、③被告人に教えると偽証を誘導するおそれがあるような助言をしてよいか（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会・前掲参照）が問題になるのです。

**中堅A** 先ほど議論したように③については法律上、職務倫理上の問題があるので、気をつけるべきでしょう。ただ検察官から攻められるポイントを拡大させずにできるだけ小さくする方法を教えることは弁護人として当然の弁護活動だと思います。

**中堅B** 確かに被疑者本人から聞いた事情の中に被疑者にとって有利な事情があった場合、「そこは強調して検察官によく説明しなさい」と言うのは問題ありませんし、むしろ弁護活動の基本でしょうけれども、「こう答えれば、釈放される」と伝えるのは、それが事実をねじ曲げる内容、虚偽の内容であれば、行き過ぎの可能性があります。仮に事実をねじ曲げても捜査側はそんなに甘くはありませんからきちんと証拠を探してきます。その結果、被疑者は、否認から自白に方針を変えざるを得ないこととなります。その被疑者が「どうして以前は、うそをついたんだ」と検察官に聞かれて「弁護士に言われたから」と言われたら、もうどうしようもありません。

**ベテランB** 私も検察官時代に同じ経験があります。弁護人から被疑者・被告人にもちかけて指示する場合と、被疑者・被告人から依頼されて無罪

主張をするのとでは大きな違いがあるのです。弁護人から被疑者・被告人に指示できるのは、黙秘することくらいまでと考えたほうがよいでしょう。

**ベテランA** 確かにうそを言うことを教えることはやりすぎですね。私が控訴審から受任した事件では、第1審では、弁護人が従犯の2人に、このとおりにすれば執行猶予がつくと自ら作成したストーリーを教えたそうです。ところが、実際は実刑判決になってしまった。慌てて高裁では、私が担当することになって「実はあれは全部弁護士から教えられた」と説明してもらいました。

**ベテランB** 弁護人だから目の前の依頼者のために何でもやってあげたいという気持はわからなくはありませんが、法律家なので、法は守らなくてはなりません。弁護人の役割は、有罪の人を無罪にすることではなく、被疑者または被告人の権利および利益を擁護し、裁判の公正および適正手続の実現に努め、冤罪を防止し、仮に有罪であっても、きちんと被告人の言い分を聞いてもらって、不必要に重い刑を科すのではなく、更生の機会を与えてもらうことにあるように思います。

### Ⅲ 黙秘戦略

**新人** 否認をすすめることはなくても、黙秘をすすめることはあるわけですね。黙秘を貫くことに効果はあるのでしょうか。

**中堅A** 私の経験では、実際のところ逮捕から判決まで黙秘を買った事件はありません。否認事件の場合に、起訴前は黙秘してもらって、一切、調書に署名もしないでにおいて、証拠や公判での状況をみて自白に切り替えるということはありません。弁護側では、あらかじめ供述調書を作成しておいて、公証役場で日付を確定させるようにすることはあります。費用は、500～600円くらいです。

**新人** 身柄拘束されている場合には、どのように供述調書を作成するのですか。

**中堅A** こちらで作成して、差入れをして、署名してもらって、宅下げするという流れになります。自白に転じた場合も、むやみに黙秘していたわけではない、という趣旨で、公証役場で早い段階での日付を確定するようにしているのです。

**ベテランA** 私は以前、被告人に黙秘を通してもらって、本来であれば傷害致死事件で起訴されるはずの事案が、致死の部分は問題にされず、傷害罪で起訴されて執行猶予がついたことがあります。

**中堅B** 仮に傷害致死で起訴されても事実関係が変わらないのであれば、自白するか否かは関係ないと思います。因果関係が切れるというのであれば話は別ですけれど。

**中堅A** 黙秘をすることで検察側が立証できないと考えれば、そこは起訴しないという判断になることもあり得るわけです。黙秘を良い、悪いで考えるのではなく、検察側が、立証できるのかどうかで考えることも必要だと思います。

**ベテランA** 犯してしまった罪は償うべきですが、時として犯してしまった罪以上のもので起訴されたり、事実認定がされたりしてしまうことがあります。そのような場合には、弁護人としては、すべてを話してしまうよりも、黙秘をすすめることはあります。ここだけ認めて、ここは否認するということは非常に難しく、上手に認否ができる人はいませんし、検察官も裁判官も、正確に事実を把握してくれるとは限らないわけです。そうであれば、すべて黙秘して、検察側の対応、立証を見守るという戦略をとることは問題ないと思います。

**若手** けれども何も話をしないというのは、被告人にとっては精神的に厳しいようですね。

**中堅A** そうですね。黙秘することについての謝罪と、弁護人に黙秘するように言われていると、話してよいと伝えます。それから世間話くらいは大丈夫だと言ってあげてもよいと思います。

**新人** 黙秘をすすめていたのに自白してしまったということはありますか。

**中堅A** あり得ることだと思いますが、私が担当した事件ではありません。

頻繁に面会に行ったりして、精神的にフォローすることで、被告人が勝手に自白してしまうということは防げると思います。

**若手** 取調べのアドバイスをするとき、最初の段階では、「自由に話していいよ」「でも、調書に署名はしないで」と伝えます。これを原則とすると、黙秘の場合には、「黙秘しますと伝えなさい」といったように段階を踏んで伝えることとなります。

**ベテランA** 黙秘をする可能性があるのに、「自由に話していいよ」、と言うのはミスリードになるかもしれません。捜査側に言質をとられてしまう可能性があります。ここは、「世間話なら自由に話していいけれど、事件について話をするなら相談してからにしてほしい」と言うべきでしょう。

**新人** 署名を拒否するのは大変そうですね。

#### IV 否認の場合は示談しない？

**新人** そうなると自白するかしないかを慎重に決めて、否認するのであれば、示談の手続は進めないことになるのですね。

**若手** 痴漢事件では、「痴漢行為は否定しますが、ご迷惑はおかけしました」というお見舞金を払って示談にしたような話を聞いたことがあります。

**中堅B** 私は経験ありません。否認するなら示談はできないでしょう。

**ベテランA** 宥恕はないけれど金銭的な被害弁償はされたということになるのでしょうか。

**中堅B** 財産犯ならばともかくそれ以外の事件だと、否認していますが、お金を払ったから示談です、ですから不起訴ですとはならないと思います。むしろ示談はしましたが、否認します、といった主張を検察官が聞いたら実は犯罪を行ったのだろう、ということになると思います。否認のつもりだったのにお金を払ったばかりに自白として扱われることとなります。そのまま起訴されれば前科がついてしまう可能性もありますから、否認しな

から示談といった曖昧な戦術はとらないほうがよいと思います。

**ベテランA** おそらく否認しても示談できないことはないのですが、慎重に対応する必要があるということになりますね。

**ベテランB** そのとおりです。安易な妥協は、深刻な事態を招きます。公務員は不起訴になっても犯罪行為をしたと認められたら懲戒免職になる可能性もあります。「否認だけど示談しました」が、勤務先に「実は自白した」と受け取られれば、無職になってしまうかもしれません。

**中堅B** 親告罪の事案ならば考えられないことはないですね。強制わいせつの事案で、誤解ですが、迷惑をおかけしたのでお詫び金をお支払いします、ですから告訴を取り消してください、となる。告訴は取り消されればそれで不起訴です。でも告訴を取り消してもらえないならば、痴漢事件だと否認している場合には起訴猶予は無理です。不起訴にしても嫌疑不十分となります。でも証拠がそろっていたら嫌疑不十分にはなりません。告訴を取り消してくれないのであれば何も考慮に値するものはないように思います。

**若手** 痴漢事件も強制わいせつと迷惑防止条例違反がありますよね。強制わいせつは告訴が取り消されると起訴できないのに、それより軽い罪の迷惑防止条例違反は、示談しても起訴できるというのは少し不思議です。

**中堅B** 強制わいせつ罪は親告罪ですから、告訴を取り消されると起訴の要件がなくなってしまうので問答無用で不起訴です。迷惑防止条例違反は親告罪ではありません。だから示談をしても起訴要件に基本的には欠けるところはないのです。罪を認めていれば不起訴になるでしょうけれど、否認をしていて証拠もそろっているのであれば、お詫び金を支払っただけで不起訴になるということはないですね。否認をしているのであれば、情状からしても起訴を猶予するという選択はないのです。

**新人** 「やっていないけれど迷惑料は払う」というのと「覚えていないけれど手があたったかもしれないから迷惑料として払う」では何か違いますか。

**中堅B** 大きく違います。「やっていない」というのは否認ですが、「覚え

ていない」というのは否認ではないのです。ですから後者の「覚えていないけれど迷惑料を払う」というのは、「被害者の言うとおりです」ととらえるので、まさに示談といえます。否認して示談したようなケースではないといえます。

**ベテランA** 「否認しています」ということを言うかどうかということはありません。親告罪で告訴を取り消してもらえば問答無用で不起訴ならば、わざわざ否認していますとは言わずに「ご迷惑をおかけしました。お詫び料を払います。ですから告訴を取り消してください」と示談することはできませんか。

**中堅A** できそうな気がします。心の中で否認しているのと変わらないですよ。

**中堅B** どのような経緯であれ、告訴を取り消されたら不起訴です。検察官はそれ以外の選択肢はありません。

**新人** では、否認だけれど示談することは実質的にはあり得ないことになるのでしょうか。

**中堅A** 否認しているけれど、不起訴になりたいから、示談するといったような曖昧な手続は、なかなかできないところです。司法研修所の二回試験でそういった回答をしたら合格できないでしょう。

**ベテランB** 過去の事件ですけれども、起訴前も起訴後も否認をしている依頼者だったのですが、その弁護人はどうみても犯罪を行っていると心証をもったらしいのです。そこで、弁護人が、「無罪だったら返してください」と条件付きで示談をして被害を弁償したということがあるそうです。

**若手** よく示談に応じてくれましたね。

**ベテランB** 相手が、個人ではなかったもので、被害感情というものがあまり大きくなかったのだと思います。結局有罪になったので、その示談金は、返却されることはなかったのですが、それでも裁判所は、求刑よりも軽くしました。

**若手** 本当に示談したことを評価して求刑よりも軽くしたのか、わからな



いですね。

**ベテランB** 最終弁論で「本人は無罪と言っているし、無罪の主張はします。けれど、万一有罪の場合は、被告人に有利な情状を考慮してください」といった主張をしたようです。裁判所も「財産的な弁償がされている」と判決で触れていました。

**中堅A** 私は、そういったことは実務上よい方法だと思うのですが、基本的には駄目だということになっていますよね。

**若手** 駄目なのですか。

**中堅A** 司法研修所では、無罪と書くべきところを情状弁護と書いたら駄目だとされています。つまり、無罪だと思うけれど、無罪にする弁護活動は難しいから、情状弁護の方針で進めるということは、不正解だということです。

**中堅B** 無罪の主張が弱いということですね。

**ベテランA** 予備的主張のような印象になるから絶対駄目だと言われたように思います。ただ、実務家となってプロになったのであれば、自分の頭で考えてより効果的な選択をしてもよいのではないかと思います。自分の習った頃の司法研修所に従うこともないでしょう。

**中堅B** 情状の考慮は、否認とは矛盾しないことを確認しておいたほうがよいでしょう。検察官が情状を判断するときの基準は、①動機に酌量の余地があるかどうか、②犯行の態様が悪質かどうか、③結果が重大かどうか、です。つまり、犯行の態様が悪質ではなく、結果がさほど重大ではないのであれば、否認していても不起訴になることはあるでしょうし、執行猶予がつく可能性もあるのです。否認している場合には、動機の問題については考慮の余地はないでしょうけれども。

**ベテランB** 弁護方針というものは、それぞれの弁護人が、弁護士という職業をどうとらえ、あるいは、弁護人の役割をどのように考えているかによって大きく異なることがあります。先ほどもありましたが、検察側が立証できなければ、「疑わしきは被告人の利益に」という法諺があるのだから

ら、少しでも可能性があれば無罪を主張すべきだと考える人もいます。その結果、捜査側がその能力を高めて無実の人を有罪にしないようになるはずだというわけです。そういった弁護人は、内心では、目の前の依頼者が実は犯罪を行っていたとしても、否認を貫くということはあるでしょう。そういう方針であれば、示談という選択肢はとらないことになります。

**中堅B** それは結果的には、被告人の不利益になりかねないこともありませんか。

**ベテランB** そのとおりです。私は、まずは、弁護人が依頼者に本当に犯罪を行っていないのかを確かめる必要があると思っています。捜査側はこういった証拠を持っているよ、目撃証人もいるようだよ、と何度も確認する。そのうえでやっていないと言うのであれば、では、否認して頑張ろうということになる。「実はやってしまった」と言うのであれば、きちんと謝罪して示談をしようということになります。ただし、この点は、本当に各弁護人の信念によって異なる選択がとられるところです。

**若手** 確かにそうですが、信念で片づけてしまうのではなく、きちんと依頼者には自分の選択した手続について説明しなくてははいけませんね。そうでないと認めたら不起訴になると言っていたのに起訴されたとか、執行猶予がつくと思ったのに実刑になった場合に、説明義務違反で訴えられないとも限らないですから。





●研究会参加者一覧●

(五十音順)

**伊藤 献** (いとう すすむ)

東京ブライト法律事務所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-5-2 はごろもビル4階

TEL 03-5566-6371

**岩佐 孝仁** (いわさ たかひと)

隼あすか法律事務所

〒100-6004 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階

TEL 03-3595-5900

**臼井 一廣** (うすい かずひろ)

臼井綜合法律事務所

〒101-0014 東京都千代田区永田町2-9-6 十全ビル505

TEL 03-6206-6585

**宇田川寛史** (うだがわ ひろふみ)

宇田川法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル2階

TEL 03-3503-8763

**太田 誉康** (おおた たかやす)

法律事務所ホームワン

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-12 サンビル9階

TEL 03-6859-4820

**大谷 隼夫** (おおたに はやお)

東京エクセル法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-3 磯村ビル5階

TEL 03-3503-0921

**大山 雄健** (おおやま ゆうけん)

福家綜合法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8-8-17 伊勢萬ビル6階

TEL 03-3572-7855

**片岡 直輝**（かたおか なおき）

林・園部法律事務所

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 芙蓉神田須田町ビル 3階

TEL 03-5209-3801

**鎌田 勇夫**（かまた いさお）

鎌田勇夫法律事務所

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-18-9 ATビル 4階

TEL 03-3664-6021

**木下 渉**（きのした わたる）

木下綜合法律事務所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-3-1 トーハン淡路町ビル 3階

TEL 03-3251-3002

**小瀧 聡**（こたき さとし）

企業内弁護士

**小峯 健介**（こみね けんすけ）

扶桑合同法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麴町2-2 KIHONビル 6階

TEL 03-3515-2251

**近藤 正人**（こんどう まさと）

東京渋谷法律事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-17 渋谷SSビル 8階

TEL 03-6427-2545

**桜井 祐子**（さくらい ゆうこ）

福家総合法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8-8-17 伊勢萬ビル 6階

TEL 03-3572-7855

研究会参加者一覧

**菅 芳郎** (すが よしろう)

菅・樋川法律事務所

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-5 東銀神田ビル202

TEL 03-5298-5201

**杉本 佳英** (すぎもと よしひで)

あんしんパートナーズ法律事務所

〒104-0031 東京都中央区京橋2-12-9 55-1京橋ビル 6階

TEL 03-6264-4704

**鈴木 利治** (すずき としはる)

鈴木利治法律事務所

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京ビル本館705

TEL 03-3222-6431

**高畠 敏秀** (たかはた としひで)

清風法律事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂3-7-12 赤坂五歩一ビル 3階

TEL 03-5570-0551

**武田健太郎** (たけだ けんたろう)

武田健太郎法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-9-5 池田ビル 3階

TEL 03-3535-3131

**豊崎 寿昌** (とよさき としあき)

東京ブライツ法律事務所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-5-2 はごろもビル 4階

TEL 03-5566-6371

**中江 民人** (なかえ たみと)

響総合法律事務所

〒104-0045 東京都中央区築地3-3-2 NEWS 築地ビル 6階

TEL 03-6264-2336

**中城 重光**（なかじょう しげみつ）

中城・山之内法律事務所

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-11 マートルコート507号

TEL 03-3288-9194

**中原 俊明**（なかはら としあき）

法律事務所ホームワン

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-12 サンビル 9階

TEL 03-6859-4820

**野村 拓人**（のむら たくと）

青木耕一法律事務所

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-14-5 白井ビル 6階

TEL 03-3270-6390

**濱田 六法**（はまだ むつのり）

加賀美法律事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-23-1 ニュー・ステイト・メナー1005号

TEL 03-3375-5022

**藤川 元**（ふじかわ はじめ）

藤川元法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-5 新宿 KM ビル901

TEL 03-3226-6110

**藤崎 太郎**（ふじさき たろう）

須田清法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-3 銀座西ビルディング 2階

TEL 03-3538-1118

**松阪 健治**（まつさか けんじ）

東京エクセル法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-3 磯村ビル 5階

TEL 03-3503-0921

研究会参加者一覧

**松野絵里子**（まつの えりこ）

東京ジェイ法律事務所

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル 8階

TEL 03-6380-9593

**森 大輔**（もり だいすけ）

森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビル 8階

TEL 03-6226-5096

**山本 常幸**（やまもと つねゆき）

関東法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目8-9 三井ビル 6階

TEL 03-3341-4155

**渡邊 倫子**（わたなべ ともこ）

グランディール法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-13-11 栄ビル 3階

TEL 03-5312-1581



# 実践 訴訟戦術 [刑事弁護編]

——やっぱり弁護士は悩んでいる——

平成28年2月5日 第1刷発行

定価 本体3,200円＋税

編者 東京弁護士会春秋会  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

[営業] TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

[編集] TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-070-1 C2032 ¥3200E  
カバーデザイン 鈴木弘